

<資料2>

部会の設置について

1 設置目的

本市では、中央及び南部浄化センター並びに各ポンプ場における第4期包括的維持管理業務委託契約（平成31年度から35年度まで）の受注者を、来年度に総合評価一般競争入札により決定することを予定しております。

入札を行うにあたっては、あらかじめ、申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならず、この場合、2人以上の学識経験者から意見を聴かなければなりません。

（地方自治法施行令第167条の10の2第3項及び第4項並びに同法施行規則第12条の4）

したがって、千葉市下水道事業経営委員会設置条例第7条の規定により部会を設置して、学識経験者の意見を聴取するものです。

2 部会の名称

包括的維持管理業務委託審議部会

3 審議内容

- （1）第4期中央浄化センター等包括的維持管理業務委託における落札者決定基準について
- （2）第4期南部浄化センター等包括的維持管理業務委託における落札者決定基準について

4 開催スケジュール

平成30年7月 第1回部会開催

平成31年1月～2月頃 第2回部会開催

（※落札者決定基準についての意見の聴取において、同基準に基づいて落札者を決定しようとする場合に、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときに開催します。）

地方自治法施行令

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（6以下略）

地方自治法施行規則

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

千葉市下水道事業経営委員会設置条例

（部会）

第7条 委員会は、特別の事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

（2～6略）

7 部会に部会長及び副部会長を置く。

8 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

9 部会長は、部会の事務を掌理する。